

謹んで災害の お見舞いを申しあげます

このたびの大雨の影響により、被害を受けられたお客さまに謹んでお見舞い申しあげます。一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申しあげます。

当社は、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を設けることにいたしました。最寄りのセールスセンターにおいて、特別措置の適用に関するお問い合わせ、ご相談を承っておりますので、お気軽におたずねください。

また、左記の他に工事費負担金等についての特別措置も設けておりますので、詳細につきましては、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

◎特別措置の概要について

一、対象地域

災害救助法が適用された次の地域および当該地域に隣接する地域

* 鳥取県鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、

西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

* 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、

赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、

英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町

* 広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、

安芸郡府中町、安芸郡坂町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町

* 愛媛県今治市

二、特別措置の内容

(一) 電気料金の支払期日の延長

平成三十年六月、七月および八月料金計算分の電気料金の支払期限を、各々一カ月間延長します。

(二) 不使用月の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、六カ月間に限り、電気料金をいただきます。

(三) 臨時工事費の免除

被災後、平成三十一年一月末日までに、復旧作業等に使用するために、臨時電灯また電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費をいただきます。

(四) 基本料金の一部免除

電気設備が災害のため、復旧までに一時使用不能となった場合は、平成三十一年一月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金をいただきます。

なお、当社以外から電気の供給を受けているお客さまにつきましても、同様の措置を講じますので、小売電気事業者を通じて、当社へご連絡ください。

以上

中国電力株式会社